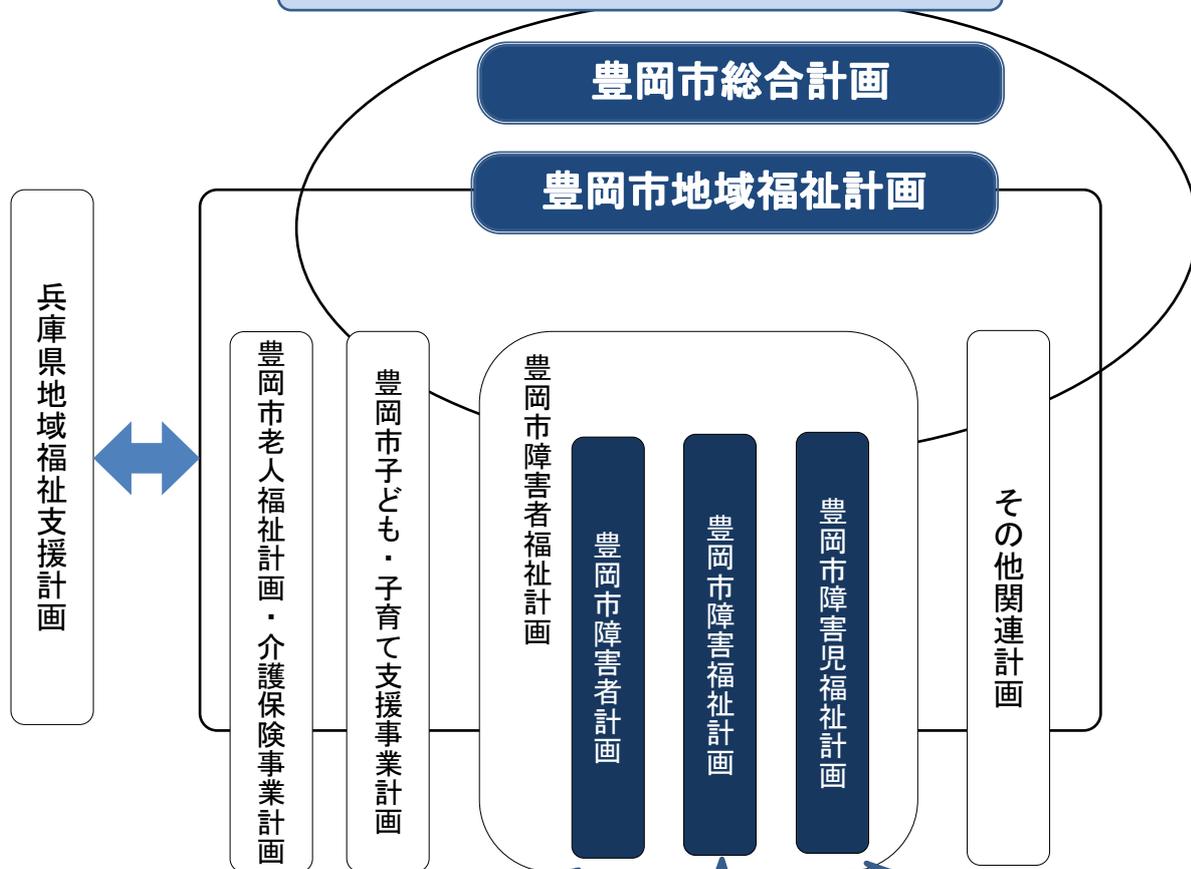


豊岡市障害福祉計画及び障害児福祉計画 位置づけ

豊岡市いのちの共感に満ちたまちづくり条例



—障害者計画—

【法的位置づけ】

障害者基本法に定める市町村計画

【目的】

障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の福祉を推進すること

【障害者の福祉に関する基本的施策】

- ①医療、介護等
- ②年金等
- ③教育
- ④職業相談等
- ⑤雇用の促進等
- ⑥住宅の確保
- ⑦公共的施設のバリアフリー化
- ⑧情報の利用におけるバリアフリー化
- ⑨相談等
- ⑩経済的負担の軽減

—障害福祉計画—

【法的位置づけ】

障害者総合支援法に定める市町村障害福祉計画

【市町村障害福祉計画で策定する事項】

- 各年度における指定障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込と確保のための方策
- 各年度における指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込と確保のための方策
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

—障害児福祉計画—

【法的位置づけ】

児童福祉法に定める市町村障害児福祉計画

【市町村障害児福祉計画で策定する事項】

- 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項